



明治初年の弘前城本丸 (青森県史編さん資料)

中世から戦国時代、武将など身分の高い武士の身辺近くには、普段は主君の秘書的な業務や日常の雑用などをを行い、戦場では本陣を守る親衛隊となる、小姓と呼ばれる武士たちが仕えていた。

この小姓という役職には、主君や来客との応対をそつなくこなし、戦場では主君の盾となることが求められるなど、そのための、幅広い知識や一流の作法はもちろんのこと、優れた武芸も身につけていなければならぬ。

もいたし、容姿が優れた小姓の中には衆道と呼ばれる関係の主君と結んだ者もいた。

弘前藩は、小姓たちへの法度の中で、彼らが親族以外と文通することを堅く禁止し、自宅でも親族以外の者と面会することを禁止していた。そして、自宅に戻るといっただけで厳しく罰することとしていたし、江戸に上った際には、藩邸から外出できる回数を、月に三度から六度までと制限していたのである。

例えば、小姓が外出する際には編笠を被ることとされていたし、参勤交代に随行する際には笠を被ることはもちろん、覆面などを着用して姿を隠さねばならなかった。さらに、ある特定の小姓については、移動の際には監察役である目付が一人付き添い、参勤交代の道中でも可能な限り彼の居所を区切り、他者の目に触れさせぬようにせよというような、実にこと細かな規定が定められていたのである。

江戸時代にもこの伝統は引き継がれ、各藩の藩主などの身辺近くには、その雑用や日常生活に必要な取次等を行うための役職として小姓が置かれていた。藩主たちの中には、若い優秀な藩士の子弟を小姓として任用していた。

物理的に主君に最も近い位置で奉公し、職務上様々な機密に触れることも多かった彼らが、年少ゆえの未熟などに付け込まれて、他者に藩の機密を漏洩することを恐れた結果と云えるだろう。

こうした特定の小姓に対する特別な規定は、衆道、すなわち男色という戦国時代以前からの遺風が江戸時代にもなお存在していたことを想起させる。そして、そのような事情が背景にあると考えれば、小姓たちに向けた他者の目を避けるようにという規定も、必ずその理由がうかがえるのではないだろうか。

## 小姓

### ―藩主に仕える少年たち―

石塚雄士

(県民生活文化課)

県史編さんグループ

中には、上杉景勝の小姓だったという伝承がある直江兼統のように、後に主君の側近として重用された者

命し、後々自分の手足となるような人材として育成することを心がけていた者もいたのである。さて、江戸時代前期、弘前藩ではどのような人間を小姓として任命していたのかという、「前髪有之」「ふり袖の小姓」と「袖留候」小姓がいたことが史料に見えてくる。つまり、元服を行なう前後の少年たちが小姓

は、物理的に主君に最も近い位置で奉公し、職務上様々な機密に触れることも多かった彼らが、年少ゆえの未熟などに付け込まれて、他者に藩の機密を漏洩することを恐れた結果と云えるだろう。

こうした特定の小姓に対する特別な規定は、衆道、すなわち男色という戦国時代以前からの遺風が江戸時代にもなお存在していたことを想起させる。そして、そのような事情が背景にあると考えれば、小姓たちに向けた他者の目を避けるようにという規定も、必ずその理由がうかがえるのではないだろうか。